

添付書類について

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間とその期間前1カ月分の賃金台帳と出勤簿（タイムカード）の写しを添付してください。役員などで、出勤簿および賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議議事録の写しを添付してください。

障害厚生年金の給付を受けている方は、「障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類の写し」および「障害厚生年金給付の額、支給開始年月を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）の写し」を添付してください。

老齢退職年金の給付を受けている方は、「老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類の写し」および「老齢退職年金給付の額、支給開始年月を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）の写し」を添付してください。

労災保険から休業補償給付を受けている方は、「休業補償給付支給決定通知書も写し」を添付してください。

第三者による傷病の場合は、「第三者による傷病届」を提出してください。

被保険者が亡くなられ、ご遺族の方が請求する場合、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等を添付してください。

- 出産手当金を同時に受けられるとき
傷病手当金と出産手当金を同時に受けられる場合は、出産手当金の支給が優先し、その間、傷病手当金は支給されません。
- 障害厚生年金または障害手当金を受けようになったとき
傷病手当金を受けられる期間が残っていた場合でも、同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金か障害手当金を受けようになったときは、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。
- 老齢退職年金を受けようになったとき
退職後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。
- 労災保険から休業補償給付を受けているとき
労災保険から休業補償給付を受けている期間に、業務外の理由による病気やけがのために労務不能となった場合は、その期間中傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。

必ず 1~2ヶ月ごと申請してください。